

浜松市における環境影響評価の現状

▶ 浜松市の環境影響評価制度

- ・平成 28 年 10 月 1 日 浜松市環境影響評価条例完全施行
→経過措置により、静岡県で審査を行っていた 3 事業を市条例の対象事業として取扱う
- ・平成 31 年 3 月 1 日 浜松市環境影響評価条例施行規則の改正
→「発電所の建設（太陽光発電）」を対象事業に追加
- ・手続内容、対象事業については「【資料 1-2】浜松市環境影響評価条例あらまし」を参照

▶ 浜松市で審査を行っている各事業の紹介

① 浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター建設

事業者	浜松市（廃棄物処理課）	計画地	天竜区青谷
対象事業の種類	廃棄物処理施設の建設 （ごみ焼却施設）	対象事業の規模	焼却施設 399t/d （破碎施設 64t/d も設置）
手 続 状 況			
方法書（県条例）	H26. 10. 20（提出） → H26. 12. 26（市長意見） → H27. 3. 10（県知事意見）		
準備書～評価書	H29. 1. 16（準備書提出） → H29. 6. 15（市長意見） ⇒ H29. 9. 29（評価書提出）		
事後調査計画書	H30. 1. 29（提出） → H30. 2. 28（市長意見）		
事後調査報告書	R1. 5. 17（提出） →（措置の求め）		
今後の流れ	・工事実施（事後調査も継続して実施）		

②（仮称）青谷コース新設事業

事業者	スズキ(株)	計画地	天竜区青谷（①の南側）
対象事業の種類	工業団地の造成	対象事業の規模	面積 53.36ha
手 続 状 況			
方法書（県条例）	H27. 3. 31（提出） → H27. 6. 18（市長意見） → H27. 8. 17（県知事意見）		
準備書～評価書	H29. 7. 31（準備書提出） → H30. 2. 6（市長意見） ⇒ H30. 5. 10（評価書提出）		
事後調査計画書	R1. 5. 31（提出） →（市長意見） R1. 6. 30		
今後の流れ	・事後調査計画書に対する市長意見を踏まえ、工事・事後調査を実施		

③ 一般国道 474 号三遠南信自動車道（水窪～佐久間）

事業者	国土交通省	計画地	天竜区水窪町～佐久間町
対象事業の種類	高規格幹線道路の新設	対象事業の規模	道路延長 約 14.4km
手 続 状 況			
方法書（県条例）	H26. 9. 12（提出） → H26. 12. 24（市長意見） → H27. 3. 13（県知事意見）		
準備書	H29. 7. 31（準備書提出） → H30. 6. 4（市長意見） ⇒ H30. 10. 23（評価書提出）		
今後の流れ	・事後調査計画書提出時期（未定 R2～3 年度？）		

④ 【法対象事業】(仮称) 浜松市天竜区熊風力発電事業

事業者	自然電力㈱	計画地	天竜区熊及び佐久間町浦川
対象事業の種類	電気工作物の設置(風力)	対象事業の規模	出力 最大 30,000kW
手 続 状 況			
配慮書	H29. 5. 30 (提出) → H29. 7. 28 (市長意見) → H29. 8. 25 (経産大臣意見)		
方法書	H29. 9. 14 (提出) → H30. 3. 14 (市長意見) → H30. 4. 13 (経産大臣勧告)		
今後の流れ	・現地調査・予測・評価を行い、準備書作成(時期未定)		

※【その他】浜松市風力発電ゾーニング計画(詳細は【資料 1-3】)

担当部署	産業部エネルギー政策課	策定期間	平成 31 年 3 月
策定経緯	環境省の委託事業「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業(平成 29 年度・平成 30 年度)」により策定		
目的	浜松市全域における陸上風力発電及び浜松市地先の海域における洋上風力に係るゾーニングを行い、地域住民の理解の上で、立地を避けるべきエリア、導入が見込まれるエリアとその課題を明確にする		